

令和5年度

定期監査等結果報告書

(農 業 委 員 会)

豊前市監査委員

1. 監査の基準

本監査は、豊前市監査基準（令和元年豊前市監査委員告示第1号）に基づいて実施した。

2. 監査等の種類

定期監査

3. 監査の対象、範囲

(1) 対象 農業委員会

(2) 範囲 令和5年4月1日から令和6年1月31日までに執行された財務事務並びにその他の事務の執行状況

4. 監査等の着眼点

(1) 事務事業の執行にあたっては、住民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。

(2) 事務事業等の執行が法令、条例、規則、予算及び議決等に基づきなされているか。

(3) 予算の執行、収入、支出、契約及び財産の管理等の事務は適正かつ効率的に行われているか。

(4) リスク管理体制（チェック体制）の整備は適切か。また、その体制は有効に運用されているか。

(5) 文書の処理方法、諸帳簿の記帳整理は適正に行われているか。

(6) 前回における指摘事項についての検討、改善がなされているか。

5. 監査等の主な実施内容

監査委員、事務局、関係職員出席のもと事前に提出を求めた監査資料について説明を受け、質問するなどの実情聴取を実施した。また、提出された諸帳簿等の関係資料を検査するとともに、必要に応じ事務局から質問、実査等をおこなった。

6. 監査の実施場所並びに日程及び監査の期間

(1) 実施場所 豊前市役所 監査委員事務局

(2) 日 程 ア. 概要説明 令和6年 3月 4日

イ. 講 評 令和6年 3月25日

(3) 期 間 令和6年 2月13日 ～ 令和6年 3月25日まで

7. 監査の結果

財務等に関する事務事業は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務処理において改善、検討を要する事項が見受けられたので、これらについては適正な事務処理を行うとともに、今後は十分研鑽され、財務事務等の執行について万全を期されるよう望むものである。なお、改善、検討を要する事項は次のとおりである。

記

1. 農地の保全について

農業委員会では農地法に基づき、農地利用の集積化を推進している。令和5年度末における最適化活動の目標は集積率60%を掲げていたが、52.1%と目標を下回る見込みとなった。農業従事者の高齢化、後継者の不足等により農家人口が減少しているため、農地の集積及び遊休農地の発生抑制や解消に向けた取り組みが急務となっている。

農地法第2条の2では「農地の所有権または賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない。」と定められている。農地について権利を有する者の責務について対象者への周知に努められたい。

また、農業委員等の活動の効率化、負担軽減となるよう、令和4年度末に購入したタブレット端末の活用を図り、地域の貴重な資源である農地を最大限に有効活用する農地保全の取組の強化を図られたい。

2. 農地利用最適化推進委員の選任事務手続きについて

農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）は、農業委員会に関する法律第18条第4項に該当している場合、推進委員となることができないため、候補者については該当の有無を調査しているが、一部起案及び調査結果が確認できないものがあつた。農業委員会に関する法律第18条第4項に該当していないことは推進委員の要件のひとつのため、適切な事務手続きのうえ候補者の要件を証明書により確認し、その個人情報については適正な取扱いをされたい。